

令和3年第4回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年4月28日(水) 午後1時30分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

加藤委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 三朝小学校施設整備について
- (3) 三朝町年間スケジュールについて
- (4) 令和3年度前期三朝町教育委員会学校訪問日程について
- (5) 令和3年度三朝町教育委員会事務局関係会計年度任用職員の配置について
- (6) 令和3年度学校支援委員会委員について
- (7) 令和3年度準要保護児童生徒の認定について
- (8) 社会教育課事業について
- (9) 図書館事業について

5 議 事

議案第25号 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱の一部改正について

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（三朝町社会教育委員の委嘱について）

議案第27号 令和3年度小・中学校主任及び主事の任命について

議案第28号 三朝町教育委員会教育委員の辞職の同意について

6 協議事項

- (1) 三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について
- (2) 三朝町都市計画審議会委員の推薦について
- (3) 三朝町民生委員推薦会委員の推薦について
- (4) 三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について
- (5) 三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について
- (6) 通級指導教室の指導希望について
- (7) 令和2年度三朝町教育委員会の事務に関する評価について

7 その他

8 閉 会

次回定例会 令和3年5月 日() : ~

報告事項(1)

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【4月】			
4月7日	(水)	中学校始業式	
4月8日	(木)	小学校始業式	
	10:00-	三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式	ブランチールみささ
	13:30-	校長会	
4月9日	(金)	小中学校入学式(小学校午前、中学校午後)	
4月14日	(水) 15:40-	小中学校 ICT 研修	
4月16日	(金) 11:00-	郡及び中部教育長会	鳥取県庁
	13:30-	県市町村教育行政連絡協議会	
		小学校 PTA 総会	
4月19日	(月) ~20日	三朝町地区別区長会	
	10:00-	スクラム教育連絡協議会	中部総合事務所
4月20日	(火) 14:30-	県 ICT 推進地域連絡協議会	伯耆しあわせの里
4月21日	(水) 10:00-	人権教育行政説明会	
4月22日	(木) 10:30-	中部子ども支援センター評議委員会	中部子ども支援センター
	13:30-	コロナウイルスワクチン集団接種シミュレーション	
4月26日	(月) ~27日	小学校修学旅行	
4月26日	(月) ~28日	中学校修学旅行	
4月28日	(火)	中学校大山登山	
	13:30-	教育委員会定例会	
【5月】			
5月6日	(木) 9:30-	合同園長・校長会	
	10:00-	校長会	
5月7日	(金) 14:30-	第2回教育行政評価委員会	
5月12日	(木) 15:40-	小中学校 ICT 研修	
5月13日	(木) 9:30-	中部学校保健会理事会・評議委員会	
5月21日	(水) 10:00-	特別支援教育担当者会	
	13:30-	就学指導担当者会	県福祉人材センター
5月26日	(木) 15:40-	小中学校 ICT 研修	
5月29日	(土)	三朝小学校運動会	

ふれあい運動 4/8~4/14

中学校 PTA 総会 (書面開催)

船上山宿泊学習 6/3~6/4

報告事項(2)

三朝小学校施設整備について

令和3年度事業等予定表 (No. 1)

【4月】

日	各課・局の主な事業など
1 木	
2 金	
3 土	
4 日	
5 月	
6 火	春の全国交通安全運動～15日
7 水	中学校始業式
8 木	小学校始業式 職労者・公務殉職者合同追悼式 ススポーツ少年団総会
9 金	小学校入学式（午前） 中学校入学式（午後）
10 土	スポーツ少年団結団式
11 日	
12 月	
13 火	小学校給食開始 狂犬病予防注射集団接種
14 水	狂犬病予防注射集団接種
15 木	
16 金	
17 土	みささ青空体験塾 開塾式
18 日	春の一斉清掃
19 月	春の区長会（小鹿、三徳、三朝）
20 火	春の区長会（高勢、賀茂、竹田） 狂犬病予防注射集団接種 3歳児健診
21 水	
22 木	中学校PTA総会・歓送迎会
23 金	中学校PTA総会・歓送迎会 月例出納検査
24 土	
25 日	
26 月	中学校修学旅行（～28日） 小学校6年生修学旅行（～22日）
27 火	中学校大山登山（～28日） 固定資産税・軽自動車税納税通知書発送予定 介護家族の会
28 水	
29 木	昭和の日
30 金	区長文書配布 小学校全校選足

【5月】

日	各課・局の主な事業など
1 土	
2 日	
3 月	憲法記念日
4 火	みどりの日
5 水	こどもの日
6 木	
7 金	
8 土	
9 日	
10 月	三朝町農業更生協議会総会 町県民税（特徴）納税通知書発送予定
11 火	
12 水	電源立地地域対策交付金会計検査（文科省分）～14日
13 木	
14 金	
15 土	
16 日	小学校PTA愛校作業
17 月	
18 火	
19 水	
20 木	
21 金	
22 土	小学校運動会 東京2020オリンピック聖火リレー（三朝町）
23 日	
24 月	
25 火	介護家族の会 月例出納検査
26 水	
27 木	セツト検診（文化ホール）
28 金	中学校参観日 セツト検診（文化ホール）
29 土	みささ青空体験塾（田植え） ごうぎん希望の森保全活動
30 日	鳥取県水防訓練
31 月	区長文書配布 小学校プール開き セツト検診（小鹿地区公民館）

【6月】

日	各課・局の主な事業など
1 火	セツト検診（三徳地区公民館） 狂犬病予防注射集団接種
2 水	小学校5年生船上山宿泊研修（～4日）
3 木	中学校県総体予選（～4日）
4 金	セツト検診（文化ホール）
5 土	松くい虫空中防除（町内対象箇所）
6 日	消防団入団式 三朝町春季スポーツ・レクリエーション祭（案）
7 月	
8 火	1歳半健診、6か月健診
9 水	
10 木	6月議会（～6/18予定） 町県民税（普徴）・国民健康保険税・介護保険料納税通知書発送予定
11 金	肺がん検診（小鹿・三徳地区巡回）
12 土	中学校県総体予選（陸上）
13 日	東伯郡消防ポンプ操法大会 第67回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（陸上競技の部）
14 月	
15 火	
16 水	肺がん検診（竹田地区巡回）
17 木	肺がん検診（高勢・賀茂（中ノ谷～今泉）地区巡回）
18 金	肺がん検診（三朝地区巡回）
19 土	みささ青空体験塾（遠足）
20 日	中学校PTA奉仕作業
21 月	企業会計決算審査（～7/6）
22 火	介護家族の会
23 水	
24 木	月例出納検査
25 金	
26 土	
27 日	
28 月	
29 火	肺がん検診（賀茂（竹田の谷）地区・大瀬巡回）
30 水	区長文書配布

令和3年度事業等予定表 (No. 2)

【7月】

各課・局の主な事業など	
日	
1 木	
2 金	
3 土	
4 日	鳥取県消防ポンプ操法大会
5 月	
6 火	
7 水	
8 木	セット検診 (文化ホール)
9 金	
10 土	
11 日	第67回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭・総合開会式 (琴浦町総合体育館)
12 月	夏の交通安全県民運動(～21日) 後期高齢者医療保険料納付通知書発送予定 一般・特別会計決算審査 (～8/20)
13 火	
14 水	
15 木	
16 金	
17 土	中学校県総体 (～20日) みささ青空体験塾 (川遊び) 第67回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭
18 日	第67回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭
19 月	
20 火	
21 水	小中学校1学期終業式 月例出納検査
22 木	海の日
23 金	スポーツの日
24 土	県総体(陸上) (～25日)
25 日	
26 月	
27 火	5歳児健診 介護家族の会
28 水	
29 木	小学校中部水泳大会 セット検診 (文化ホール)
30 金	区長文書配布
31 土	

【8月】

各課・局の主な事業など	
日	
1 日	休日セット検診 (文化ホール)
2 月	
3 火	三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業 (案)
4 水	キュリー祭 式典 三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業 (案)
5 木	三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業 (案)
6 金	
7 土	
8 日	山の日
9 月	振替休日
10 火	
11 水	
12 木	セット検診 (文化ホール)
13 金	
14 土	
15 日	
16 月	
17 火	
18 水	
19 木	
20 金	
21 土	みささ青空体験塾 (竹林整備)
22 日	中学校PTA作業 三朝町消防ポンプ操法大会
23 月	
24 火	3歳児健診 介護家族の会
25 水	月例出納検査
26 木	中学校始業式
27 金	
28 土	
29 日	小学校PTA愛校作業
30 月	小学校始業式 小学校給食開始
31 火	区長文書配布 1歳半健診、6か月健診

【9月】

各課・局の主な事業など	
日	
1 水	
2 木	
3 金	
4 土	
5 日	
6 月	9月議会 (～9/16予定)
7 火	
8 水	
9 木	
10 金	
11 土	中学校運動会
12 日	
13 月	
14 火	
15 水	町長、町議会議員選挙 立候補予定者説明会 (予定)
16 木	
17 金	
18 土	みささ青空体験塾 (植林体験)
19 日	
20 月	敬老の日
21 火	学校オープン (～22日) 秋の全国交通安全運動～30日
22 水	
23 木	秋分の日
24 金	月例出納検査
25 土	
26 日	
27 月	
28 火	小学校中部陸上大会 介護家族の会
29 水	
30 木	区長文書配布

令和3年度事業等予定表 (No. 3)

【10月】

日	各課・局の主な事業など
1 金	中学校中部地区新入大会 (～2日) 町目家用省電運送スタート (小河内、穴嶋、徳本)
2 土	文化財庭園保存技術者協議会実技技能研修 (依山楼岩崎庭園) (～10日)
3 日	三朝町スポーツレクリエーション祭 (案)
4 月	
5 火	
6 水	
7 木	小学校就学時健康診断
8 金	
9 土	みささ青空体験塾 (稲刈り・収穫祭)
10 日	休日がん検診 (中部健康管理センター) 秋の一斉清掃 (予定)
11 月	スポーツの日
12 火	中学校中部駅伝
13 水	
14 木	県小学校運動記録会
15 金	
16 土	
17 日	
18 月	
19 火	
20 水	
21 木	
22 金	小学校音楽会
23 土	
24 日	
25 月	月例出納検査
26 火	町長、町議会議員選挙 告示(予定) 介護家族の会
27 水	町長、町議会議員選挙 期日前投票、不在者投票開始 (予定)
28 木	
29 金	区長文書配布
30 土	町長、町議会議員選挙 投票事務説明会(予定)
31 日	町長、町議会議員選挙 投票日、選挙会(予定) 三朝町駅伝競走大会 (案)

【11月】

日	各課・局の主な事業など
1 月	
2 火	
3 水	文化の日
4 木	
5 金	
6 土	中学校文化祭 日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取
7 日	日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取
8 月	
9 火	
10 水	
11 木	中学校県駅伝
12 金	
13 土	休日セット検診 (文化ホール) とうぎん希望の森保全活動 日本遺産サミット、日本遺産連盟総会 (石川県小松市)
14 日	日本遺産サミット、日本遺産連盟総会 (石川県小松市)
15 月	定期監査 (～12/15)
16 火	5歳児健診 介護家族の会
17 水	
18 木	
19 金	
20 土	みささ青空体験塾 (花樹植樹)
21 日	三朝町芸能文化祭 (案)
22 月	
23 火	勤労感謝の日
24 水	
25 木	月例出納検査
26 金	
27 土	
28 日	差別をなくする三朝町集会 (案)
29 月	
30 火	区長文書配布 1歳半健診、6か月健診

【12月】

日	各課・局の主な事業など
1 水	
2 木	
3 金	
4 土	
5 日	消防の日
6 月	
7 火	
8 水	
9 木	12月議会 (～12/17予定)
10 金	
11 土	
12 日	みささ町かがやく子どもフェスティバル
13 月	年末の交通安全県民運動～22日
14 火	3歳児健診
15 水	
16 木	
17 金	
18 土	
19 日	
20 月	
21 火	介護家族の会
22 水	
23 木	
24 金	小中学校2学期終業式 月例出納検査
25 土	
26 日	
27 月	区長文書配布
28 火	御用納め
29 水	
30 木	
31 金	

令和3年度事業等予定表 (No. 4)

【1月】

各課・局の主な事業など	
1 土 元日	
2 日	
3 月	
4 火 仕事始め	
5 水	
6 木	
7 金 小中学校始業式	
8 土	
9 日	
10 月 成人の日 三朝町成人式	
11 火	
12 水	
13 木	
14 金	
15 土 みささ青空体験塾（雪遊び）	
16 日	
17 月	
18 火	
19 水 中学校入学説明会	
20 木	
21 金	
22 土	
23 日	
24 月	
25 火 介護家族の会 月例出納検査	
26 水	
27 木	
28 金	
29 土	
30 日	
31 月 区長文書配布	

【2月】

各課・局の主な事業など	
1 火	
2 水	
3 木	
4 金	
5 土	
6 日	
7 月	
8 火	
9 水	
10 木	
11 金 建国記念の日	
12 土	
13 日	
14 月	
15 火 小学校新入児体験入学	
16 水 確定申告（～3/15）	
17 木	
18 金	
19 土 みささ青空体験塾（外国料理クッキング）	
20 日	
21 月	
22 火 介護家族の会	
23 水 天皇誕生日	
24 木 月例出納検査	
25 金	
26 土	
27 日	
28 月 区長文書配布	

【3月】

各課・局の主な事業など	
1 火 5歳児健診	
2 水	
3 木	
4 金	
5 土	
6 日 中学校P奉仕作業③	
7 月	
8 火 県立入試(学) 1歳半健診、6か月健診	
9 水 県立入試(面)	
10 木	
11 金 中学校卒業式卒業証書授与式	
12 土	
13 日	
14 月	
15 火	
16 水	
17 木	
18 金 小学校卒業式	
19 土 みささ青空体験塾（そば打ち、閉塾式）	
20 日	
21 月 春分の日	
22 火 介護家族の会	
23 水 月例出納検査	
24 木 小中学校終了式・離任式	
25 金	
26 土	
27 日	
28 月	
29 火	
30 水 区長文書配布	
31 木	

令和3年度事業等予定表（日程が定期的な事業）

事業名等	主な内容	想定時期
中学生手作り訪仏事業	派遣	9月21日～9月28日
台中市石岡区との中学生相互交流事業	受入	7月1～7月4日
	派遣	①10月5日～10日②10月19日～24日
デイケア	精神等の障がいのある方の集い、相談支援	毎月第1金曜日（10：00～12：00）
あそびの教室	未就園児の親子教室（1歳半～3歳児対象）	毎月第2又は第3水曜日
ねんねクラス	概ね満1歳までの未就園親子の育児教室	毎月2回 金曜日（10：00～12：00）
離乳食講習会	生後4～5か月親子の離乳食教室	偶数月の第2木曜日を基本（10：00～12：00）
1歳すくすく相談	1歳児の親子教室（育児相談、身体計測等）	3か月に1回（水曜日）
2歳のびのび教室	2歳児の親子教室（育児相談、栄養相談）	4か月に1回（木曜日）
ウエルカムBabyクラス	妊婦とその家族を対象とした出産準備教室	4か月に1回（水曜日）
認知症啓発講演会	全町民対象に認知症薬を開発された方をお迎えして認知症予防に関する講義を開催	10月頃
脳いきいき教室	軽度認知症に対して症状の改善と進行の予防を図る	9月頃から週1回16回開催
認知症サポーター養成講座	地域の認知症の人を支えるサポーター養成講座を図る。	6月頃
湯けむり体操ラ・ドン！普及員フォロー教室	町内においてご当地体操普及員に対しての研修会の実施	11月頃
骨盤調整ヨーガ	ヨガ教室	毎月2回（第2第4金曜日）
三朝大学	成人、高齢者向けの生涯学習講座（月1回）	6月から12月
農業委員会総会	報告・議事	毎月10日開催（祝祭日の場合を除く）
共生の里事業	東小鹿区と東京海上日動が農事活動、交流活動を実施	年3回程度の活動
農作物栽培研修会	水稻、大豆などの栽培管理研修会	年間随時（農閑期等）
神倉大豆振興に係る打ち合わせ	大豆加工販売に関する協議	年間随時（年間8回）
人・農地プラン作成に向けた座談会	地域農業の将来プラン作成に向けた座談会	年間10集落（協定）
みささ英語村	英語で日常会話を楽しむ	毎月第2・4土曜日（14:00～16:00）

令和3年度事業等予定表（日程が未確定な事業）

事業名等	主な内容	想定時期	備考(日程が決まる時期)
衆議院議員選挙	—		未定
年末の区長会	—	12月上旬	9月
キュリー祭（イベント）	未定	通常は7月最終日曜日	（5月頃）
禁煙講演会	小中学生を対象とした禁煙教室	12月頃	11月頃
生活習慣病、がん予防講演会、学習会等	健康づくりの意識啓発、重症化予防を目的とした学習会等	随時	随時
健康福祉フェア	健康増進、病氣・介護・フレイル・認知症の予防等、講演・展示・体験などのイベントを開催し、広く町民に健康長寿のまちづくりを啓発	—	—
習慣ノルディックウォーク	運動習慣作りを目的としたノルディックウォーク	春・秋	4月・7月頃
社会を明るくする運動啓発パレード	再犯防止、地域の理解を啓発する事業所訪問、啓発パレード	7月（協調月間）	5月下旬
長寿者訪問	長寿を祝い記念品を配布する	9月敬老の日前後	8月下旬
いい夫婦の日記念行事	結婚50年の夫婦を祝い記念品を配布する	11月22日前後	10月下旬
障がい者地域自立支援協議会	町内の障がい者施策等について協議	随時	随時
介護保険事業計画策定委員会	介護保険事業計画評価・事業報告等	3月	随時
生活支援体制整備推進協議会	高齢者の生活支援等に関する協議を行う	8、2月	随時
三朝町人権教育講座	人権学習会 全5回	7月から9月	5月
人権学級	各集落で人権学習会を実施	10月から12月	8月
山口恵梨子杯将棋大会	将棋大会の開催	11月	8月
未来を拓けみささっ子創造事業	小中学生を対象にした講演会	秋	5月
青少年劇場	小中学生を対象にした芸術鑑賞会	6月	5月
三朝町芸能文化祭・町民作品展	文化サークルの発表、町民の作品展示	11月	5月
子育て親育ち講座	家庭教育に関する研修会の開催	秋期	5月
三徳山研究成果報告会	令和3年度の調査（発掘）の報告会	3月	10月
三徳学講座	三徳山に関わる学習会	10月から11月	8月
町民ゴルフ大会	—	8月下旬	6月
環境パトロール	町長・関係団体によるごみの排出状況の確認	7月末	6月
環境パトロール	町によるごみの排出状況の確認	10月	9月
春のこども読書啓発キャンペーン	こども読書の日（4/23）にあわせた特集展示	4月下旬から5月末	4月上旬
ジュニア司書養成講座	トライワークと連携した中学生の司書業務体験	5月中旬	4月中旬
夏の図書館利用キャンペーン	参加型のイベント（お話し会・図書館くじ・体験講座など）開催による図書館のPR	7月～8月	5月下旬
蔵書点検	休館しての本の棚卸、蔵書整理	9月下旬	5月下旬
秋の読書キャンペーン	講演会の開催、町民参加型の特集展示を行い図書館をPR	10月～11月	8月下旬
古本市	蔵書整理図書、寄贈図書を町民に提供する古本市	11月中旬	9月下旬

報告事項(4)

令和3年度前期三朝町教育委員会学校訪問日程

1 日 程

6月22日(火)〔午前〕

三朝小学校

委員直接三朝小集合(8:45)

管理職との懇談 8:45～ 9:15 (30分)

学 習 参 観 9:20～10:05 (45分)

休 憩 10:05～10:30 (25分)

学 習 参 観 10:30～11:15 (45分)

管理職との懇談 11:15～11:45 (30分)

6月23日(水)〔午前〕

三朝中学校

委員直接三朝中集合(9:15)

管理職との懇談 9:15～ 9:45 (30分)

学 習 参 観 9:45～10:35 (50分)

休 憩 10:35～10:45 (10分)

学 習 参 観 10:45～11:35 (50分)

管理職との懇談 11:35～12:05 (30分)

2 参加予定者

【三朝町教育委員会委員】

塩谷俊樹委員、石田仁樹委員、加藤るみこ委員

【事務局】

西田寛司教育長、山中恵子教育総務課長、福田徹係長、小谷渉指導主事

【中部教育局】

知久馬係長

令和3年度 学校支援委員会委員推薦名簿

	三朝小学校	三朝中学校
1	藤 原 裕 幸 (PTA会長)	重 信 典 章 (PTA会長)
2	菊 留 幹 雄 (青空体験副塾長)	谷 本 哲 也 (前PTA会長)
3	松 原 万 里 子 (主任児童委員)	藤 井 俊 子 (前三朝町教育委員)
4	吉 田 朋 幸 (三朝中学校長)	藤 原 彰 二 (三朝小学校長)
5	朝 倉 聡 (小鹿地域協議会長)	布 廣 覚 (社会教育委員)
6	大 坂 芳 郎 (三徳地域協議会長)	山 崎 一 彰 (賀茂地域協議会長)
7	松 原 隆 雄 (みささ村地域協議会長)	朝 倉 聡 (小鹿地域協議会長)
8	山 崎 一 彰 (賀茂地域協議会長)	高 見 昌 利 (竹田地域協議会長)
9	田 栗 幸 人 (高勢地域協議会長)	武 部 護 (体育文化振興会長)
10	高 見 昌 利 (竹田地域協議会長)	有 間 昭 人 (三朝町人権擁護委員)
11	松 浦 靖 明 (人権教育推進員)	
12	相 生 真 琴 (子ども支援係)	

報告事項(7)

令和3年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和3年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(8)

【社会教育課】 令和3年4～5月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 6日	水	19:00	スポーツ推進委員 辞令交付・定例会	役場	
4月 7日	水	15:30	郡体育協会理事会	琴浦町	
4月 8日	木	19:00	町スポーツ少年団総会	役場	
4月11日	日	8:00	町グラウンド・ゴルフ大会	健康むら	
4月14日	水	16:00	人権教育推進協議会 社会教育部会	文化ホール	
4月15日	木	19:00	町体育協会理事会	文化ホール	
4月16日	金	16:00	町人権教育推進協議会 事業所部会	町役場	
4月16日	金	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
4月17日	土	9:00	みささ青空体験塾（開塾式・ミニ運動会）	文化ホール 三徳センター	
4月21日	水	13:30	青少年育成推進指導員・市町村民会議事務局 打ち合わせ会	倉吉市	
4月22日	木	13:30	東伯郡公民館連合会理事会	湯梨浜町	
4月22日	木	13:30	町人権教育推進協議会 園・学校部会	三朝中	
4月23日	金	13:30	町文化団体連絡協議会 総会	町役場	
4月23日	金	13:30	オリンピック聖火リレー市町村担当課長会	中部総合	
4月23日 -4月25日	金 日	8:30 -17:00	発掘調査〔神倉後口山遺跡(氷室跡)〕	神倉	山本義孝氏来町

5月 7日	金	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
5月 8日	土	8:00	中部地区スポ少ミニバス交流大会	中部地区	
5月12日	水	9:00	東伯郡社会教育協議会総会	文化ホール	
5月22日	土	10:45	東京 2020 オリンピック聖火リレー	三朝町	

▶ ジンショについて

花湯まつり（5月3、4日）は中止。ジンショの保存継承のため、綱の頭部分を作成し、三朝温泉ほととプラ座前に展示されます。

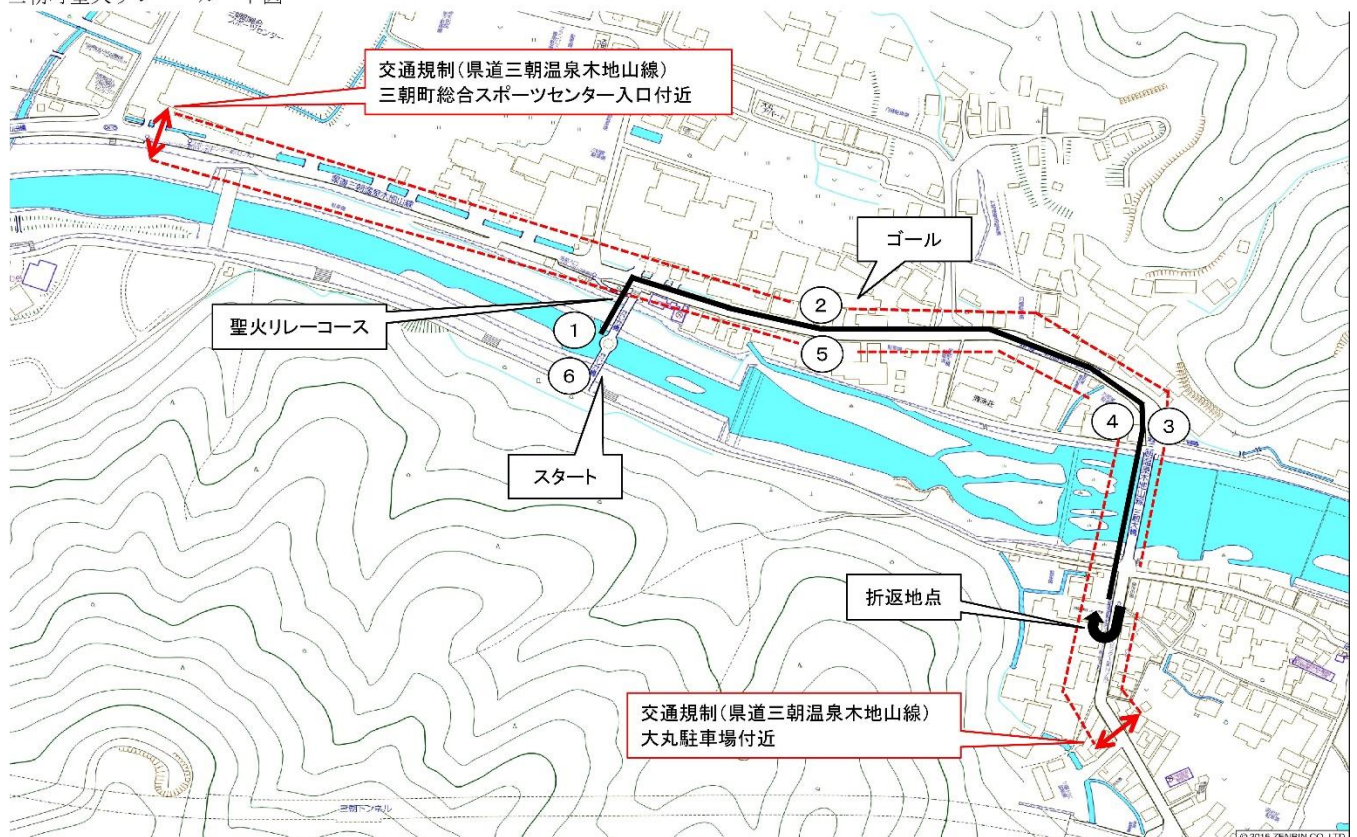
▶ スポーツ少年団の活動について

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、県の「感染拡大警戒期間」中（5月5日まで）は他団体との交流活動は極力控え、中部地区内での活動とするよう通知しました。

オリンピック聖火リレーについて

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 開催日 | 5月22日(土) |
| 2 | 実施時刻 | 午前10時45分から午前11時まで |
| 3 | ルート | かじか橋 → 三朝温泉ほっとプラ座
(三朝温泉観光商工センター) 前
6人のランナーで往復 |
| 4 | 観覧 | 事前申込による観覧応募受付を行う。
〈募集期間〉4月30日(金)から5月14日(金)まで
〈応募資格〉県内在住の方
〈応募方法〉インターネット、郵便
〈応募窓口〉鳥取県聖火リレー実行委員会 |
| 5 | 広報 | 町報みささ5月号、チラシ配布
ホームページ |

三朝町聖火リレー ルート図



西暦	月
2021	5

みささ図書館月間スケジュール 5月

	行 事	備 考
1日(土)	こども読書の日・春の読書啓発イベント(～5/12) しかけ絵本と昔から語り継がれた本の展示(～5/26)	
2日(日)		
3日(月)	休館日	
4日(火)	休館日	
5日(水)	休館日	
6日(木)	移動図書館	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
7日(金)	移動図書館	なの花
8日(土)	みささ英語村	みささ図書館2階
9日(日)		
10日(月)	休館日	
11日(火)	トライワーク受入(～5/14)	
12日(水)	移動図書館	恋谷・三朝・バイオリン美術館 いしづ・ワル・小学童
13日(木)	移動図書館	木地山・上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
14日(金)		
15日(土)		
16日(日)		
17日(月)	休館日	
18日(火)		
19日(水)	移動図書館	加谷・竹田保・下西谷・JA竹田 片柴・三徳センター・三朝中・大柿・竹田地区公
20日(木)	移動図書館	こども園 温泉病院
21日(金)		
22日(土)	みささ英語村	みささ図書館2階
23日(日)		
24日(月)	休館日	
25日(火)		
26日(水)	移動図書館	田代配本 (小) 学童
27日(木)	休館図書整理日	神倉配本
28日(金)		
29日(土)		
30日(日)		
31日(月)	休館日	

《5月の特集・イベント》

こども読書の日・春の読書啓発イベント(4/23～5/12)
しかけ絵本と昔から語り継がれた本の展示(4/22～5/26)

《4月の実績》

入園・入学特集(3/20～4/28) 春を楽しむ(3/20～4/28)
本屋大賞候補作品(4/1～4/28)
オリンピック聖火リレートーチ展示(4/3～4/8)
こども読書の日・春の読書啓発イベント(4/23～5/12)
自閉症・自死予防啓発展示(3/26～4/8)

議案第25号

名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱の一部改正について

次のとおり名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱（令和2年三朝町教育委員会告示第5号）の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和3年4月28日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【要綱の改正理由】

令和3年度以降も当該委員会を設置する必要があるため、委員の任期について修正する内容の改正を行う。

【要綱の概要】

令和3年3月31日までとしていた委員の任期を、委嘱の日が属する年度の末日に改める。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会告示第 号

名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱（令和2年三朝町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略 2 略 3 委員の任期は、委嘱の日が属する年度の 末日までとする。ただし、補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とする。	(組織) 第2条 略 2 略 3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3 月31日までとする。ただし、補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この改正は、令和3年 月 日から施行する。

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

社会教育委員の委嘱について

- 1 委嘱する者 三朝町大字加谷 552-1
藤原 裕幸
- 2 委嘱期間 令和 3 年 4 月 16 日から令和 4 年 3 月 31 日
- 3 選任の理由 三朝小学校 PTA 会長
前任者 中田直樹氏の三朝小学校 PTA 会長退任に伴う後任者として選任

《参考》

○ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○ 三朝町社会教育委員に関する条例（昭和 30 年 6 月 3 日条例第 15 号）

（組織）

第 2 条 委員の定数は、12 人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

○ 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。

この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

参考資料（議案第 26 号関係）

1 三朝町社会教育委員

氏 名	選出区分	備 考
布 広 覚	社会教育	
中信貴美代	学識経験者	
山 本 聖 子	学識経験者	
深 田 美 鈴	学識経験者	
小 椋 千 秋	学識経験者	
岩 佐 正 巳	学識経験者	
松 原 清 二	学識経験者	
田 栗 幸 人	社会教育	高勢地域協議会長（地域協議会選出）
河 口 泰 子	社会教育	町スポーツ推進委員（町スポーツ推進委員会選出）
藤 原 裕 幸	学校教育	三朝小学校PTA会長（学校関係者）
吉 田 朋 幸	学校教育	三朝中学校長（学校教育関係者）
藤 原 彰 二	学校教育	三朝小学校長（学校教育関係者）

2 任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 その他

- （1）学校長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。
- （2）小学校PTA会長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

議案第 27 号

令和 3 年度小・中学校主任及び主事の任命について

次のとおり令和 3 年度小・中学校主任及び主事の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

別紙（議案第 27 号関係）

令和 3 年度小・中学校主任及び主事の任命

学校名 主任等		三朝小学校	三朝中学校
教 務 主 任		浅田 康行	小松 亜希恵
学 年 主 任	第 1 学年	谷口 以津美	矢田 麻古人
	第 2 学年	山本 尚美	牧田 健一
	第 3 学年	川本 隆之	杉本 一彦
	第 4 学年	田村 まどか	
	第 5 学年	中島 真奈美	
	第 6 学年	丸岡 美穂	
保 健 体 育 主 事		川本 隆之	數馬 恭子
人 権 教 育 主 任		川上 慎治	竹本 佳紀
生徒指導主事（主任）		（眞山 貴彰）	竹本 翔一
進 路 指 導 主 事			杉本 一彦
司 書 教 諭		山本 尚美	山根 彰仁
防 火 管 理 者		平井 尚	岡本 勇人
衛 生 推 進 者		平井 尚	岡本 勇人
特 別 支 援 教 育 主 任		川口 住子	背戸 由貴子

議案第 28 号

三朝町教育委員会教育委員の辞職の同意について

次のとおり三朝町教育委員会教育委員の辞職の同意について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 10 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 4 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

氏 名 芦田 準子
辞職年月日 令和 3 年 4 月 30 日付

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第 5 条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（辞職）

第 10 条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（教育長）

第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第 14 条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 略

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 6 項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4～5 略

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは会議に出席し、発言することができる。

協議事項(1)

三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定により、教育長職務代理者の指名について協議する。

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育長）

第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

協議事項(2)

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町都市計画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名 |
| 2 | 推薦理由 | 前任の教育委員の退任による（前任者：芦田準子） |
| 3 | 任期 | 令和5年2月19日まで（前任者の残任期間） |

《参考》

○三朝町都市計画審議会条例

（委員）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

（1）学識経験のある者 3人

（2）町議会の議員 2人

（3）関係行政機関の職員 1人

（4）県の職員 2人

（5）住民を代表する者 1人

2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

協議事項(3)

三朝町民生委員推薦会委員の推薦について

三朝町から三朝町民生委員推薦会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名 |
| 2 | 推薦理由 | 前任の教育委員の退任による（前任者：芦田準子） |
| 3 | 任期 | 令和4年9月30日まで（前任者の残任期間） |

《参考》

○三朝町民生委員推薦会 委員選出基準（内規）

2. 委員の総数は14名とし、その選出区分は、次のとおりとする。

(5) 教育に関係ある者

教育長及び教育委員のうちから三朝町教育長が推薦する者2名

3. 前項の区分の地位により委員となった者が、任期中においてその地位を離れた場合は、委員を辞任したものとみなす。

4. 委員に欠員が生じたときは、第2項の選出区分により選考するものとする。ただし、町長が特別な事由を認めたときは、当該委員の任期中に限り、第2項の選出区分を変更して選考することができる。

協議事項（４）

三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町男女共同参画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1 名 |
| 2 | 推薦理由 | 前任の教育委員の退任による（前任者：芦田準子） |
| 3 | 任期 | 令和４年４月 30 日まで（前任者の残任期間） |

《参考》

○三朝町男女共同参画推進条例

（審議会の設置）

第 7 条 前条第 3 項（前条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定又は変更について、町長の諮問に応じて調査審議するため、三朝町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

（組織等）

第 8 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、町長は、男女の委員の数が概ね同数になるように努めるものとする。

- （１） 学識経験を有する者
- （２） 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- （３） 第 1 号及び第 2 号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めるもの

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

協議事項(5)

三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

三朝町社会福祉協議会から三朝町社会福祉協議会評議員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議します。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 推薦する評議員数 | 1名 |
| 2 | 推薦理由 | 前任の教育委員の退任による（前任者：芦田準子） |
| 3 | 任期 | 令和3年度定時評議員会の日まで（前任者の残任期間）
※令和3年6月を予定。それまでの会議招集予定なし。 |

協議事項(6)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。

協議事項(7)

令和2年度三朝町教育委員会の事務に関する評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、本委員会の評価を実施する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。